

八千代町人権尊重のまちづくり条例

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とした世界人権宣言の理念は、人類普遍の原理である。

我が国においても、基本的人権の享有と法の下での平等を定めた日本国憲法の理念に基づき、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現のための取組が進められている。

しかしながら、今もなお、人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地等を理由とした人権侵害や不当な差別が存在し、また、インターネットによる人権侵害など、社会情勢の変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じてきており、それらの解決に向けた更なる取組が求められている。

このような課題を解決し、一人ひとりが尊重される社会を実現するためには、一人ひとりの個性、違い、様々な文化を多様性として認め合い、人権に関する様々な課題についての認識を深めるとともに、差別を無くす意思を持ち、行動を起こすことが必要である。

ここに、私たちは、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を目指し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、全ての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法、世界人権宣言の基本的理念にのっとり、町及び町民の責務並びに町の施策その他必要な事項を定めることにより、人権が尊重される明るく住みよい社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、「町民」とは、本町に住所を有する者及び滞在する者並びに町内に所在する事業所の事業主及び当該事業所に勤務する者をいう。

（町の責務）

第3条 町は、第1条の目的を達成するため、町民の人権尊重の意識の高揚に努めるとともに、必要の人権に関する施策を積極的に推進するものとする。

2 町は、人権施策を推進するに当たっては、国及び県と連携し、協力するものとする。

(町民の責務)

第4条 町民は、自らが、人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識し、家庭、地域、学校、職場等あらゆる場において、自ら人権に関する意識の高揚に努めるとともに、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる人権侵害に関する行為をしてはならない。

2 町民は、国、県及び町が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

(啓発活動の充実)

第5条 町は、人権意識の高揚を図るため、国、県及び人権関係団体等との連携を深め、きめ細やかな啓発活動の取組とその充実に努めるものとする。

(推進体制の充実)

第6条 町は、人権施策を実施するため、推進体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。